

第 8 5 8 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日 (月) 午後 2 時

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

吉田教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 梶村教育企画室長, 菊田福利課長,
鈴木教職員課長, 桂島義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
猪股施設整備課長, 松坂参事兼スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 2 時

6 第 8 5 7 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 5 8 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 議事

第 1 号議案 職員の人事について

委 員 長 5 議事 第 1 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 議事

第 2 号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者 : 教育長)

第 2 号議案について, 御説明申し上げます。

資料は, 1 0 ページから 1 6 ページである。

資料 1 1 ページの説明資料を御覧願いたい。

今回の改正は, 平成 2 7 年度の県立特別支援学校高等部入学生徒の募集に当たり, 県立特別支援学校学則の収容定員を改正するものである。

具体的には, 「 2 改正内容 」 のとおり, 各県立特別支援学校高等部への入学希望者及び学校施設の受入可能な状況等を踏まえ, 資料に記載のとおり 1 4 校の収容定員を変更するものである。

このうち, 岩沼高等学園については, 使用可能な教室数の関係で, 来年度の収容定員は 4 0 人に戻さざるを得ない状況である。

一方, 小牛田高等学園については, 入学希望者が多いことを踏まえ, 来年度から第 1 学年の収容定員を 8 人増やし, 2 4 人とすることとしたものである。これにより, 平成 2 7 年度の高等部の収容定員は 1, 5 1 4 人となり, このうち, 第 1 学年は 5 2 2 人となる。

なお, 改正規則は, 平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとしており, その内容は資料 1 2 ページから 1 6 ページに記載のとおりである。新旧対照表も添付しておりますので, 後ほど御覧願いたい。

以上, よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)
遠 藤 委 員

小松島支援学校が仙台圏にできて光明、利府、名取の希望者が減るだろうという見込みでいたが、光明の場合は54名が卒業して60名の入学希望ということでまた増える傾向にあるようであるが、仙台圏の今後の見込みについて伺いたい。

2点目は小牛田高等学園で1クラス増やす計画のようであるが、高等支援学校を希望する生徒が多いということは、理にかなっていると思う。現在の普通教室で1クラス増を吸収できるのかどうか、特別教室を転用しなくても収容可能なのか伺いたい。

特別支援教育室長

1点目の仙台圏の高等学園の規模について、小松島支援学校を新設したにも関わらずという御指摘であったが、中学部3年生のいわゆる特別支援学級に在籍している子どもたちの進路指導については、仙台市及び仙台教育事務所管内の各市町村の教育委員会を通して適切な指導をお願いしている状況である。高等学園の就職率が非常に高く約93パーセント位の就職率が出ていることもあり、保護者の希望が絶えないという状況である。

結果として高等学園の希望者がまた募集定員よりも多くなっているという実情については、対応を検討しているところである。

2点目の質問であるが、小牛田高等学園については、聴覚支援学校小牛田校の教室を1室、高等学園用に転用可能な見通しが立ったので、今年度1学級増とするものである。来年度もさらに1教室をこちらに作らせていただくことで、これから毎年プラス8人定員での教室の確保ができる見通しが立ったことから、今回の収容定員の改正による対応としたものである。

教 育 長

若干補足すると、小牛田高等学園については、ただ今、室長から説明申し上げたように、聴覚支援学校の小牛田校の校舎は、高等学園と渡り廊下でつながっている構造になっているので、小牛田校の関係者、御父兄、保護者の皆様を含めて御理解をいただき、教室を有効活用することで、小牛田高等学園の1教室増が可能となったものである。

こうした取り組みにより、全体として522人の収容定員を確保することで、来春の高等部へ進学を希望する障害を持つ子どもたちの受入れについては、何とかなるという状況になったものである。

しかしながら、その中でも軽い知的障害の子どもを中心として高等学園への進学希望は多いので、今後も改善に向けて更に検討していかなければならないと考えている。

仙台地区の光明、利府、名取の支援学校の高等部の収容についても急を要する課題であるので、できるだけ早く結論が出るようにさらに検討を進めてまいりたい。来年度の収容定員には間に合わなかったが、平成28年度に向けて更なる改善策を具体的にお示しできるように努力してまいりたい。

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、17ページから25ページである。

説明資料18ページを御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」については、「平成27年度県立高等学校組織編制計画」の実施及び「平成26年度県立高等学校組織編制計画」の実施に伴う学年進行による収容定員の変更等、所要の改正をするものである。

「2 改正の概要」であるが、「(1) 平成27年度県立高等学校組織編制計画関係」の「学年制による全日制の課程」については、登米地区における再編統合に伴い、上沼高校、米山高校及び米谷工業高校を廃止し、登米総合産業高校を新設するものである。また、登米高校については、商業科を募集停止とするものである。

なお、平成26年度に上沼、米山及び米谷工業の各校に在籍する生徒で、引き続き在籍する生徒について

は、平成27年度から登米総合産業高校の相当学科の生徒となることとしている。

また、角田高校については、1学級減とするものである。

「(2)平成26年度県立高等学校組織編制計画関係」の「イ 学年制による全日制の課程」については、今年度から学級減、学科改編及び学科名称変更を実施している5校について、学年進行による第2学年の収容定員をそれぞれ変更するものである。

次の「ロ 学年制による定時制の課程」であるが、学級減の大河原商業高校について、同じく学年進行による第2学年の収容定員を変更するものである。

以上により、平成27年度の収容定員は6学級240人の減となる。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしており、その内容は資料19ページから25ページに記載のとおりである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) | 質疑なし

第4号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、26ページから28ページである。

資料28ページの新旧対照表を御覧願いたい。

中高一貫教育校として設置している「仙台二華中学校」及び「古川黎明中学校」について、平成25年4月から、募集定員を80名から105名に拡大しているが、学年進行に伴う第3学年の収容定員を同様に変更するため、県立中学校学則の所要の改正を行うものである。

なお、改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) | 質疑なし

第5号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は、29ページから31ページである。

資料31ページの新旧対照表を御覧願いたい。

志津川高等学校と連携型中高一貫教育を実施している南三陸町立戸倉中学校については、同町立志津川中学校と統合し、平成26年3月31日をもって廃止となったため、県立学校の管理に関する規則から削除するものである。

なお、改正規則は、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) | 質疑なし

10 課長報告等

(1)平成25年度における児童生徒の問題行動等に関する調査(宮城県分)の結果について

(説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査」のうち、本県の児童生徒の状況について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページであります。

資料1ページを御覧願いたい。

「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の「(1)暴力行為」であるが、暴力行為の発生件数は、前年度に比べて、小学校

は減少したが、中学校は内陸部の一部の学校で器物損壊が頻発したことから大きく増加している。また、形態別の発生状況については、小学校、高校で生徒間暴力、中学校で対人暴力が減少しているものの、すべての校種で器物損壊が増加している。一方、暴力行為発生学校数及び加害児童生徒数は、小・中・高校全てで減少している。

次に、資料2ページの「(2) いじめ」であるが、いじめの認知件数は各校種ともに増加したが、これは、いじめに対する教員の意識の向上やアンケート調査の複数回実施等により、より細かな部分まで確認し、軽微な事案についても積極的に認知したことによるものと捉えている。また、いじめの解消率については、小学校が99.4%、中学校が95.6%、高等学校が93.5%、特別支援学校が75.0%で、小学校が全国値を上回っている。

いじめの態様については、校種を問わず「冷やかしかからかい等」の割合が最も高く、次いで、小・中・特別支援学校では「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」、高校においては「仲間はずれ、集団による無視」の割合が高くなっており、これらの点に留意しながら、いじめの未然防止、早期対応に注力していかなければならないと考えている。

次の3ページの「(3) 不登校」については、学校基本調査の結果と同様に、小・中学校では増加したものの、高校では減少している。

不登校の出現率については、小学校0.40%、中学校3.17%、高等学校2.27%となっており、中学校の割合は全国で最も高い状況である。一方で、再登校率は、すべての校種で全国値を上回っている。

不登校のきっかけについては、各校種ともに、「不安など情緒的混乱」、「無気力」、「(いじめを除く)友人関係をめぐる問題」の割合が高くなっている。

不登校に関しては、一人一人の背景や要因が異なっていることから追跡調査をしながら個別的な対応をしっかり行ってまいりたい。

次に、「(4) 高等学校中途退学」であるが、今年度の調査から通信制課程が調査対象に加わっている。通信制課程を除いた人数を前年度と比較すると、134人の減少となっている。

資料4ページを御覧願いたい。

最後に、「5 県教委としての対応」であるが、今回の調査結果については、小・中・高等学校及び特別支援学校における問題行動等の状況を示すものであるが、小学校の暴力行為、高校の不登校は改善したものの、全体的には増加傾向にあると捉えている。

これらの問題については、東日本大震災以前からの課題であるが、更に大きな課題として解決に向けて全力で取り組まなければならないと考えている。

県教委としては、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指して、志教育の推進や「5つの提言」に基づいた授業の充実、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に向けた支援体制の整備、更には、今回の調査から改善が図られた学校、悪化傾向が見られた学校が分かっているので、問題を抱えている学校には、県も直接的に指導してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

2ページの(2)いじめについて、解消率が非常に高くなっているが、どの時点でいじめが解消したと判断するのか伺いたい。

4ページ「5 県教委としての対応」について、①の志教育の推進と授業の充実における今後の対応で、特に力を入れていく点があれば伺いたい。

②の組織体制の一層の整備について、従来の人員や体制で良いのか、あるいは更に人員を増加することも含めての解釈でよいのか伺いたい。

③の各学校への県教委からの積極的な支援について、各学校から県教委に相談しやすいような体制であることが一番大事であると思う。現在の状況と工夫している点があれば伺いたい。

義 務 教 育 課 長

1点目のいじめの解消については、児童生徒からの訴えが無くなった又は改善したと判断した時点で解消としている。

県教委としての対応としては、第一に「志教育の推進と授業の充実」を掲げている。社会的自立ということが最終目標になると思うので、自立することを目標として、志教育については教育事務所ごとに地域を指定して、小中高連携に取り組むよう推進している。また志教育の指導者の先人集の作成や、ドラマ仕立てのDVDなどを作成して、現場においてすぐにでも教師が指導できるような資料等を作成しているところである。

2点目の「問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に向けた組織体制の一層の整備」については、現在、暴力行為や不登校が多発する学校を中心に100名の教員を過員配置している。さらには、警察官、教員のOB等の支援員を50名配置して、人的な支援を充実させているところである。また、県警と連携したスクールサポーター制度により、現在は小学校に2校、中学校に8校、県警から支援を頂いているところである。なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置については、今後拡充してまいりたいと考えている。

3点目の「特に問題を抱えた学校への県教委からの積極的な支援」については、小中学校の場合、教育事務所を通して市町村からの要望を受けて、県から直接学校へ生徒指導支援員や、生徒指導アドバイザーを配置、派遣することとなる。

佐竹委員 いじめの解消について、訴えが無くなったというのは、アンケート調査の中での訴えなのか、または直接の訴えか。

義務教育課長 児童生徒からの直接の訴えである。

奈須野委員 全国調査の中で、不登校は全国1位、いじめは全国3位など、全国でも上位に位置しており、宮城県はとても悪いのではないかと感じてしまうので、折角これまで取り組んできている改善策や対応策についてのアナウンスを積極的に行った方が良いと思う。

小学校の不登校について、1番多い理由として「不安など情緒的混乱」、2番目が「親子関係をめぐる問題」とあるが、小学生が不安を抱えて生きるとか、親子仲良くなれないということは考えられないような悲しい話である。どういったことへの不安であるとか、具体的な事例があれば伺いたい。

義務教育課長 「不安など情緒的混乱」については、登校の意思はあるが、身体の不調を訴えて漠然とした不安を訴え登校しないと定義されており、それに基づき調査しているところである。不安を抱えるというのは、根底には家庭生活に起因する部分があるのではないかと考えている。親子間で信頼関係が成り立たなければ、当然、学校でも信頼関係は築けない。そうすると学校で自信が持てなくなる、不安になる。そうしたところが影響しているのではないかと考えている。

教育長 不登校の要因については、このような選択肢の中からどこに該当するかという形で回答いただいているが、現在、一人一人について追跡調査を行っているところである。

個人個人での分類ではこう回答したが、よく話を聞いてみると別のところに要因があるケースもあるので、個々の状態をしっかりと見極めながら、個別的な対応を丁寧に行っていくように、各学校に働きかけていきたいと考えている。

奈須野委員 ただいま説明のあったように個別的な対応を丁寧に行っていくことは、今後につながっていくと思う。

中学校での不登校が問題となっている原因には、小学校の時期が大切であると思う。

県教委としての対応としては、中学校への対応だけではなく、未然に防止するために小学校の段階で追跡調査しながら指導するなど、積極的な支援も是非行って欲しい。

義務教育課長 文科省の分析でも中1ギャップと言われるように、中学1年生になって初めて不登校になる者は3割ぐらいである。小学校から欠席しがちな生徒が7割いるということなので、今後とも小中の連携というのは非常に大切であると考えている。

遠藤委員 不登校の調査項目について、教育長からも説明があったが、その選択肢としては1, 2, 3, 4, 5といじめまでであるが、選択肢の数というのは他にもあるのか。

義務教育課長
遠藤委員
義務教育課長
遠藤委員

他にもある。

その中で、多い上位5つということか。

そのとおりである。上位5つを挙げたものである。

不登校の理由として「無気力」は、小学校で3番目、中学・高校では1番多いという結果であり、伸び盛りの子どもの無気力ということが、非常に大きな問題であると思う。

高校の進路変更などの中途退学している人が28.6パーセントもいることを考えると、いかに新しい校種でそこに馴染んで勉強を進めていくのか、そのところに力が入らない子どもが多いのかというように見える。一番変化の多い思春期を過ごす子どもたちが、希望を持って勉強していくために、志教育もそうであるが、何か手立てがないのかと思う。「無気力」が上位とならないような方策というのを、何とか見付けられないのかと思う。

義務教育課長

昨年度、「5つの提言」というものを示したが、その中には子どもを褒める、認めるという一項目もあり、そうしたことにより自己肯定感を高めて意欲を引き出すということも大切であると思う。また学校教育の中核を成すものは授業であるので、分かりやすい授業づくりに力を入れてまいりたいと考えている。

遠藤委員

先ほど一人一人について追跡調査をしているとの説明があったが、是非それぞれの子どもが中学校、あるいは高校でドロップアウトしないように力を尽くしていただきたいと思う。

義務教育課長

追跡調査の中では、その子どもたちがどのような進路を選んだのかについても調査をしているところである。その観点からも分析し、志教育、狭くいえば進路指導、そういう視点からも不登校対策を講じていきたいと考えている。

佐竹委員

これまで色々な対応策を講じて不登校や問題行動について対応していることは承知しているが、教育長が話しているように、自己肯定感の構築ということが何よりも大事なのではないと思う。自己肯定感をどのように構築していくか、今の子どもたちが一番不安に思っていることは、中学生も高校生も大学生も、人と人との関係づくりがうまくできていないことであると異口同音に答える。これが何に起因するかを考えていくことが、これからの大きな課題であると思う。

どのように関係づくりをしていくか、いろいろな方法があると思うが、自分は役に立っているということの自己有用感を与えてあげると、自己肯定感につながる第一歩が踏み出すことができる。自分が役に立っていると思うと、それがイコール人と人との関係づくりの土台も作っていけるのではないと思う。

学校でも県教委でも市町村教委でも、様々な対策を一所懸命行っているにも関わらず動きがないというところは、土台、地盤の部分でさらにいろいろなものを活用していく必要があると思うので、学校だけをターゲットにせず、地域ぐるみで子どもたちを育てていけるような呼びかけというものが、必要なのではないと思う。

例えば、高齢者の方々と学校の子どもたちが助け合うとか、自分たちが実際にみんなと一緒に何かできて、誰かの役に立つとか、そうしたものを課題として学校で取り上げていくことが、今後必要ではないかと感じている。

子どもたちを守るのは、学校と家庭だけではなく、これからは地域が大きく関わっていかなければならない。そのような時代になってきているのではないと思う。

子どもたちが不安に思って情緒が混乱する社会とは何なのかと、大人であるこちらが不安になってしまうので、その原因を探求し、みんなでカバーしていけるような学校、家庭を中心とした地域づくりに、生涯学習課なども連携して取り組んでいただきたいと思う。徐々に良くなっているのかもしれないが、さらに良くなっていくためには子どもたちのために私たちが何をすべきか、人に任せておくのではなく、地域みんなで育てていくという認識をもっと持っていただけるような呼びかけをしていくことが重要で

あると思う。あらゆるところに呼びかけをし、少しずつでも啓蒙が波及していくように子どもたちを導いて欲しいと思う。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、地域との連携は、非常に重要であると考えている。開かれた学校にすれば、より多くの大人たちの多面的な評価が期待でき、子どもたちの自己有用感も育つのではないかと考えている。今後、更に地域と連携した取り組みを推進してまいりたい。

子どもの不安がどういうものかについて、いじめに関してはアンケート調査を行い、個別面談も行っている。県教委では平成24年度に通知を出し、個別面談をして子どもの不安や悩みを吸い上げるような取り組みを行っているところである。

佐竹委員

道徳教育に地域の方にも関わっていただき、身近なところでこんな良い美談があるとか、近所でこうしたことがあったとか、本で学ぶのではなく体験で学ぶことが、子どもも大人も一番勉強になると思う。

友達にできるのであれば自分にもできるかもしれないという認識が高くなると思うので、何か一つでも地域との関わりを持てるような取り組みが、波及して増えていくことで、子どもたちも地域に入りやすくなると思う。地域の人たちには、子どもたちや学校との連携がとりやすくなるよう、間口をどんどん広げていただければ良いと思う。

道徳教育が見直される時期でもあるので、身近な道徳教育に対しても着目もしていただければ良いと思う、是非お願いしたい。

伊藤委員

子どもたちには、朝は元気に登校してほしいと思う。そのためには早寝、早起き、朝御飯というのは基本であると思う。地域との関わりについて、私は10月から交通指導隊を引き受けたところである。これまで2回しか交差点に立っていないが、子どもたちの通学の様子がよく分かる。「おはよう」と声をかけると、初めて見る人だなと思うのだろうが、子どもたちから返事が返ってくる。声の大小こそあるが、顔を伏せて「おはようございます。」と言ったり、きちんと顔を上げて「おはようございます。」と言ったりという感じである。わずかな一歩ではあると思うが、こうした取り組み、そうした大人の姿を見せていくことも、地域で子どもたちを育てていくという視点からは、非常に大事なことであると思う。

また、校内での暴力等ではいろいろな問題があるが、一方、そのことによって本来授業を受ける権利のある子どもたちが、なかなか授業に集中できないということがあってはならないと思うので、圧倒的多数の授業を受けたい子どもたちに対するケアについて、これまで以上に配慮しながら取り組んでいただきたいと思う。

遠藤委員

資料1ページの(1)暴力行為について、種別として「生徒間暴力」のほかに「対人暴力」の項目があるが、これはどのように分類されているのか。

義務教育課長

これは校外で暴力事件を起こしたと件数となっている。

遠藤委員

「器物損壊」は校内での発生か。

義務教育課長

そのとおりである。

遠藤委員

「対人暴力」や「器物損壊」については、他人や物に対して暴力を振るうことなので、指導が必要な事案であると思う。いじめや不登校と同じように一人一人についての指導は行っていると思うが、警察と協力するなどの特別な対応はあるか。

義務教育課長

暴力行為の増加は、特定の学校で繰り返し行われる傾向が見られ、これは全国的な傾向でもある。県教委としては、義務教育課に1名、高校教育課に1名、警察官OBの生徒指導アドバイザーを配置し、問題を抱える学校に対して派遣を行っており、委員御指摘のとおり、県警と連携してスクールサポーターの派遣も行っている。

また、先程も申し上げたが、生徒指導加配という教員を100名ほど配置しており、その他にも教員OBや警察官OBの生徒指導支援員を50名ほど配置している。これらの教員等を配置して、普通に授業を受けている子どもたちの権利も確保しながら、生徒

指導上、問題のある子どもたちにも様々な面で支援して授業を受けられる状態に戻していくよう指導を行っているところである。

遠藤委員 生徒指導の加配教員100名や、支援員50名については、不登校などの子どもたちもカバーしながら、暴力行為の生徒たちもカバーしているということによいか。

義務教育課長 これら教員等の配置については、各学校や市町村からの求めに応じて配置しているものであり、暴力行為の対応だけではなく、諸々の事由により不登校などの対応も含まれている。

奈須野委員 いじめについて、「冷やかしやからかい等」といったほぼ日常的に行われるような案件がトップとなっている。中学校を見ると、認知件数は757件の増加となっているが、認知校数については、10校減少している。そうすると約210校ある中学校のうち50校程度は、いじめの認知がないということであると思う。個人的な問題であるかもしれないが、そうした学校の取り組みや、生徒がなぜ減ってきたのかの調査等を行っているのか。

義務教育課長 この認知件数については、各都道府県でもかなりの差がある。また、アンケート調査も統一されたものではない。市町村や各学校で工夫して調査しているもので、特に今年度、認知件数が非常に増加した市町村に確認すると、きめ細かな調査項目を取り入れたため、非常に件数が多くなったという報告を受けている。

また文科省の分析では、アンケート調査を行った学校ほど認知件数が高いというデータも出ている。端的には言えないが、件数が少ないところは調査していないということではないと思う。そうした状況もあり、件数の少ない学校については、良い取り組みも行っていると思うので、今後細かく調査し、後日報告することとしたい。

佐竹委員 暴力行為に関して、例えば生徒指導支援員や警察OBの方が、派遣されるようであるが、事件が起きてからや問題が深刻になってから連絡したのでは遅いと思う。県から派遣するための手続き等については、どんなツールで、どのくらいのタイミングで来ているのか伺いたい。

教育長 小学校、中学校の場合には、間に市町村の教育委員会がある。学校ではトラブルがあった場合には、まず市町村教育委員会に相談をし、学校が独自に解決できるか、市町村も介入すべきかを検討するが、その際、教育事務所にも併せて報告が行われる。通常の場合、その段階で県から直接入って欲しいとは、なかなかならないのが現状である。

県教委としては、求めがあれば積極的に出る姿勢ではあるが、なかなかそれを良しとしない風潮があり、何とか市町村の中で、あるいは学校の中で解決したいという気持ちが強いのが実態である。しかし、そのことによってトラブルがますます拡大するということがあってはならない。

我々としては、どこが責任を持って、どの段階でやるべきだということではなく、とにかく総力を挙げて一つ一つのトラブルをみんなで解決していく。早く解決できたほうが良いだろうということで、改めて市町村教育委員会に対して、積極的に支援をしていくことを伝えてまいりたい。11月には、市町村教育委員会の委員長、教育長との懇話会を開催するので、その席でも改めて話をして、困った事案があれば早めに教えていただき、その上で県も一緒になって考えていきたいということを訴えていきたいと思う。

市町村からの要望が上がってこない限り、我々も乗り越えていくというわけにはいかないで、そのあたりの意思の疎通をさらに親密にしていきたいと思う。

佐竹委員 本県では、市町村との懇話会があるので、是非そういう機会を有効利用していただき、今、教育長の説明があったように、根底からのバリアを外してもらいたいと思う。

認知件数が増えていくということは、子どもたちにも鬱積していると思うし、学校も地域も辟易しているのだろうということを感じる。

以前、大きな事件になった学校では、どうにもならなくなって大騒ぎになってから、

県が関わったことがあるが、その時には、県が上手く関与できたことで、収束したというような事例を間近に見たことがある。自分たちで何とかしようと、自分たちだけで解決するより、みんなで宮城の子どもたちを志高く守って前に進めていく、育てていくということでは、みんなが同じステージに立っているのです、そのバリアを低くしていただくような呼びかけを今後も継続していただきたい。

それが市町村の小中高にも根付いていくよう努力をしていくことが、いじめ問題等に対応する大きな力になっていくと思うので、あらゆる機会を利用してハードルを乗り越えるのではなく、バリアを外していけるような本県教育でありたいと思うので、よろしく願います。

庄子委員長

これまで県教委では様々な問題解決に向けて、いろいろと努力して工夫され、そうしたノウハウはたくさん蓄積されていると思うので、これからは良い方向に向かっていくと思う。子どもたちが自己肯定感や自己有用感を持ち、社会的に自立した大人となり親となり、良い子どもを育ててくれるという循環ができていくと思う。

何といても、子どもたちは褒められるのが大好きで、学校で褒められたり、親が褒めてくれたり、おじさんが褒めてくれたりとか、少しの褒め言葉でやる気が出てくるということもあるので、みんなそれぞれ頑張って、子どもたちを育てていきたいと考えている。

佐竹委員

私がいろいろな子どもたちを見ていつも思うのは、自分たちが守られているという認識が非常に低いということである。自分たちは守られている、自分たちに何かがあった時に必ず誰かが守ってくれる、助けてくれるという認識の低い子どもたちが、今多いということを感じる。地域で守る、学校でも守る、家庭でも守る、みんながあなたたちのことを守っているということ伝えていく必要があると思うので、褒めることも当然大事であるが、何があっても守っているという安心感を与えることも大事であると思う。

子どもたちに家庭でも学校でも、いつも安心して守っているということ話をもらうよう、働きかけてアピールしていただきたいと思う。

教育長

この問題行動等に関する調査結果を見ると、いろいろな対応策は行っているが、数字としては芳しくない状況が続いている。県教委としては、先ほど義務教育課長から説明した、すべての児童生徒が行きたくなくなるような学校づくりをすることが、これらの数字を改善する大きな鍵であると考えている。

そのためには、学校が子どもたちにとっての居場所になることである。当然、学校は安心して行ける場所であり、行くと自分が価値のあるものだと思わせてくれる場所であることが必要である。学校で一番多くの時間を過ごす授業の中で、一つでも二つでも分かるという体験をして、家に帰ることが価値のある学校にもつながっていく。

そうした意味で昨年、授業改善の「5つの提言」を示したが、これをすべての教員が当たり前のことを当たり前とすることができるような学校、クラスにすれば必ず改善していくと考えているので、志教育の推進と併せて授業改善に一層取り組み、トータルとして価値のある学校づくり、それによって子どもたちの意識も自己肯定感、自己有用感などの意識も高まっていくよう継続して取り組んでまいりたい。

高校教育課長

先ほど義務教育課長の説明の中で、対人暴力と生徒間暴力の違いの質問があったが、その点について少しだけ補足する。

先ほどの説明では、校内におけるものと校外におけるものとのお話であった。多くの場合は、生徒間暴力は校内において行われ、対人暴力は校外において行われるが、もう少し具体的に説明すると、何らかの人間関係があるもの同士の場合については生徒間暴力としている。同級生や部活の先輩、後輩、あるいは練習試合の相手先とのトラブルであるとか、そうした場合については生徒間暴力としている。一方、例えば道を歩いている時に目があって急にけんかをすれば対人暴力とし、あるいは校内においてもごくまれで

あるが、文化祭などの学校行事に来ている高校生とのトラブルが起きれば、対人暴力としているものである。

つまり、一定の関係性のない者で突発的に起きた場合には、対人暴力とし、何らかの関係性があり面識がある者の間で起きた場合には、生徒間暴力とするよう分類している。

(2) 平成26年度学校の校庭等における空間放射線量測定結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

今年度実施した、学校の校庭等における空間放射線量測定について御報告申し上げます。

資料は5ページから7ページである。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質による県内の学校等への影響については、平成25年度までの測定により、毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設がなくなったことを確認しているところである。

今回、その後の状況を確認するため、市町村の協力をいただき、学校・幼稚園・保育所などの校庭・園庭等における空間放射線量の測定を実施し、結果をとりまとめたので、ご報告申し上げます。

測定は、今年の7月から8月にかけて、県内市町村の小中学校、高等学校、幼稚園、保育所等のうち、測定への協力が得られた1,532施設を対象に実施したものである。

小学校以下の施設では0.5mの高さで、その他の施設では1mの高さで測定し、原則として校庭・園庭における5地点の空間放射線量率の平均値をとりまとめている。

測定機器は、県が各市町村に配備した放射線測定機器のほか、各市町村や施設で独自に整備した放射線測定機器を使用している。

結果の概要については、資料6ページにこれまでの結果と比較してまとめているので、こちらを御覧願いたい。

年間の追加被ばく線量1ミリシーベルトに相当する空間放射線量率は毎時0.23マイクロシーベルトであり、除染の目安とされている。この毎時0.23マイクロシーベルト以上を記録した施設の数、昨年度に引き続き今年度もゼロであった。測定した施設での最大値は0.17マイクロシーベルトであり、全ての平均値は0.06マイクロシーベルトであった。

次に、空間放射線量率の推移であるが、測定結果の最大値は毎時0.17マイクロシーベルトであり、前年度の毎時0.18マイクロシーベルト、平成24年度の毎時0.38マイクロシーベルトと比較し、減少の傾向が見られている。また、今年度の平均値は毎時0.06マイクロシーベルトであり、前年度の毎時0.07マイクロシーベルトより減少している。

減少の要因としては、セシウム134とセシウム137の物理的減衰とウェザリング効果によるものと考えている。

なお、市町村ごとの平均値等は別紙のとおりとなっている。

また、各学校等の測定結果の詳細については、「放射能情報サイトみやぎ」において、公表している。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊藤委員 「放射能情報サイトみやぎ」での公表について、この測定結果は、新聞等も含めて色々なメディアで県民がかなり多く目にすることが可能であるが、実際にこのサイトを見た方からの質問や問い合わせ等は各学校や担当課にはあるのか。

スポーツ健康課長 現時点では、公表後の問い合わせ等は当課にはない。

11 資料(配付のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧について

(2) 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について

(3) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(4) 全国産業教育フェア宮城大会について

(5) 全国生涯学習ネットワークフォーラム2014宮城大会の開催について

(6) 宮城県美術館特別展「生誕200年ミレー展 愛しきものたちへのまなざし」の開催について

伊藤委員 「全国産業教育フェア宮城大会」の資料配付に関連して、土日に県庁を中心に開催されていた「みやぎまるごとフェスティバル」に訪れたところ、勾当台公園の交差点で6名くらいの高校生が、さんフェア宮城大会ののぼりを持ってチラシを配付していた。

「どこの高校生？」と聞いたところ、明るいう表情で「私たちは別々の学校です。」「自分は〇〇高校です。」「私は〇〇です。」という答えが返ってきた。

恐らく、単独の高校生が個別に行っているのではなく、実行委員会方式として横断的に行っているもので、さんフェアを成功させるために土曜日に行っていたものである。

「どうしてやっているの？」と聞くと、「実は、さんフェア宮城は、あまり知名度が高くないので、一人でも多くの方に来ていただくために、こうやってチラシを配付しています。」ということであった。

非常に素晴らしい行動であると感じたので、感じたまま報告をさせていただく。

1.2 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成26年11月13日（木）午後1時30分から開会する。

1.3 閉 会 午後4時3分

平成26年11月13日

署名委員

署名委員